

瑞穂市水防計画

令和7年3月

瑞穂市

瑞穂市水防計画 目次

第1章 総則.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 用語の定義.....	1
第3節 水防の責任等.....	5
第4節 水防計画の作成及び変更.....	8
第5節 安全配慮.....	9
第2章 水防組織.....	10
第1節 瑞穂市の水防組織.....	10
第3章 重要水防箇所.....	12
第1節 定義.....	12
第2節 国管理区間における重要水防箇所.....	12
第3節 県管理区間における重要水防箇所.....	14
第4章 洪水予報及び水防警報.....	15
第1節 気象庁が行う予報及び警報.....	15
第2節 予報警報の種類.....	17
第3節 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報.....	21
第4節 岐阜県知事が発表する避難判断水位・氾濫危険水位.....	26
第5節 国土交通大臣が発表する水防警報.....	31
第6節 知事が発表する水防警報.....	34
第5章 気象予報等の情報収集.....	36
第6章 水門、閘門、堰堤及びため池操作.....	38
第1節 水門・閘門・堰堤及びため池等.....	38
第2節 操作の連絡.....	38
第3節 連絡系統.....	38
第7章 通信連絡.....	38
第8章 水防施設及び輸送.....	39
第1節 水防倉庫及び水防資器材.....	39
第2節 土のう用土砂採取予定地の選定.....	40
第3節 水防施設及び資器材.....	40
第4節 輸送の確保.....	40
第9章 水防活動.....	41
第1節 水防配備.....	41
第2節 執務.....	44
第3節 巡視及び警戒.....	45
第4節 水防作業.....	46
第5節 緊急通行.....	47
第6節 警戒区域の設定.....	47
第7節 避難.....	47

第 8 節 決壊・漏水等の通報と決壊後の処理.....	50
第 9 節 水防配備の解除.....	51
第 10 章 水防信号、水防標識.....	52
第 1 節 水防信号.....	52
第 2 節 水防標識.....	53
第 11 章 協力及び応援.....	54
第 1 節 河川管理者の協力及び援助.....	54
第 2 節 下水道管理者の協力.....	54
第 3 節 警察官の援助要求.....	54
第 4 節 自衛隊の派遣要請.....	54
第 5 節 国（河川事務所）との連携.....	55
第 6 節 企業（地元建設業等）との連携.....	55
第 7 節 住民、自主防災組織等との連携.....	55
第 12 章 費用負担と公用負担.....	56
第 1 節 費用負担.....	56
第 2 節 公用負担.....	56
第 13 章 水防報告と水防記録.....	58
第 1 節 水防記録.....	58
第 2 節 水防報告.....	58
第 14 章 水防訓練.....	59
第 15 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置.....	60
第 1 節 浸水想定区域の指定.....	60
第 2 節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置.....	60
第 3 節 洪水ハザードマップ.....	61
第 4 節 予想される水災の危険の周知等.....	61
第 5 節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等.....	61
第 6 節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等.....	62
第 16 章 水防協力団体.....	63
第 1 節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供.....	63
第 2 節 水防協力団体の業務.....	63
第 3 節 水防協力団体の水防団等との連携.....	63
第 4 節 水防協力団体の申請・指定及び運用.....	63

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岐阜県知事から指定された指定水防管理団体たる瑞穂市が、同法第33条第1項の規定に基づき、瑞穂市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、瑞穂市の地域にかかる河川、湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する瑞穂市をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である瑞穂市の市長をいう。（法第2条第3項）

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）であり、瑞穂市消防団をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置かない市にあっては消防団の長であり、瑞穂市消防団長をいう。（法第2条第5項）

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は岐阜県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は岐阜県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は岐阜県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は岐阜県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに岐阜県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして岐阜県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

瑞穂市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。瑞穂市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(18) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または岐阜県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。岐阜県知事または瑞穂市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(21) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は岐阜県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(22) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として岐阜県知事又は瑞穂市長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 県（水防隊本部長、支隊長）の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

ア.指定水防管理団体の指定（法第4条）

イ.水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）

ウ.水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）

エ.都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）

オ.気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

洪水予報の通知を受けた場合、水防管理者及び量水標管理者（国土交通省関係を除く。以下同じ。）に通知しなければならない。（法第10条第3項）

カ.洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）

洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して、岐阜県水防計画に定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。（法第11条第1項）

キ.量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）

ク.水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）

杭瀬川、伊自良川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した通知を受けた場合、水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。（法第13条第3項）

ケ.洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）

犀川、糸貫川、伊自良川、長良川（以下、「水位周知河川」という。）について氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者、量水標管理者及び市長に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第13条第2項）

コ.洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）

洪水予報河川又は水位周知河川について、想定最大降雨規模により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、関係市町村の長に通知しなければならない。（法第14条第4項）

サ.都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

シ.水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）

ス.水防信号の指定（法第20条）

- セ.避難のための立退きの指示（法第29条）
- ソ.緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- タ.水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- チ.水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ツ.水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

(2) 水防管理団体（瑞穂市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア.水防団の設置（法第5条）
- イ.水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ.平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ.水位の通報（法第12条第1項）
- オ.浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- カ.避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- キ.避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ク.予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ケ.水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- コ.緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- サ.警戒区域の設定（法第21条）
- シ.警察官の援助の要求（法第22条）
- ス.他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- セ.堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ソ.公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- タ.避難のための立退きの指示（法第29条）
- チ.水防訓練の実施（法第32条の2）
- ツ.水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- テ.水防協議会の設置（法第34条）
- ト.水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ナ.水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ニ.水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ヌ.水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ネ.消防事務との調整（法第50条）

(3) 国土交通省の責任（中部地方整備局）

ア.水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

イ.洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

木曾川、揖斐川（根尾川）、長良川及び庄内川に洪水のおそれがあると認められるときは、名古屋地方気象台及び岐阜地方気象台と共同してその状況を水位又は流量を示して、当該河川の状況を知事及び瑞穂市長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条第2項）

ウ.量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）

エ.水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）

伊自良川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事及び市長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第13条第1項）

オ.洪水予報又は水位到達情報の通知の市長への通知（法第13条の4）

カ.洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）

キ.大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）

ク.水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）

揖斐川、根尾川、長良川、伊自良川について洪水により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発しなければならない。（法第16条第1項）

ケ.重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）

コ.特定緊急水防活動（法第32条）

サ.水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

シ.都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁（名古屋地方気象台又は岐阜地方気象台）の責任

ア.気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

イ.洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(6) 居住者等の義務

ア.水防への従事（法第24条）

イ.水防通信への協力（法第27条）

(7) 水防協力団体の義務

- ア.決壊の通報（法第25条）
- イ.決壊後の処置（法第26条）
- ウ.水防訓練の実施（法第32条の2）
- エ.業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

(8) 量水標管理者の責任

量水標の水位が本計画に定める通報水位を超えるときは、その水位を関係者に通報しなければならない。（法第12条第1項）

量水標等の水位が警戒水位を超えるときは、その水位情報を公表しなければならない。（法第12条第2項）なお、「川の防災情報」等のシステムが正常に作動しているときは、これに代えることができる。

観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない場合は、速やかに欠測等の状況を関係機関等に周知するとともに、速やかにその原因を究明し早期の復旧に努めること。

(9) 放送局、西日本電信電話株式会社、その他通信・報道機関の協力

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう、必要に応じて協力する。（法第27条）

第4節 水防計画の作成及び変更

(1) 水防計画の作成及び変更

ア.市は、水防計画（具体的計画）を岐阜県水防計画及び次に示す基準により毎年検討を加え、必要と認めるときはこれを修正しなければならない。また水防計画を変更したときは、その都度県に届け出るものとする。

<水防管理団体の水防計画作成基準>

市は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、特に通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、水防計画作成の手引き（案）（水防管理団体版）を参考にし、現地に即し、あらゆる事態を想定して、具体的な計画を樹立する。

イ.水防計画策定については、水防協議会（又は防災会議）に諮って、より詳細に、より具体的に、あらゆる想定し得る事態を予期して作成し、これを住民に周知徹底するように努める。

(3) 水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置く。
水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定める。

第5節 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

ア.水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ.水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ.水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ.指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

オ.水防活動は原則として複数人で行う。

カ.水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

キ.指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

ク.指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。

ケ.指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

コ.出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

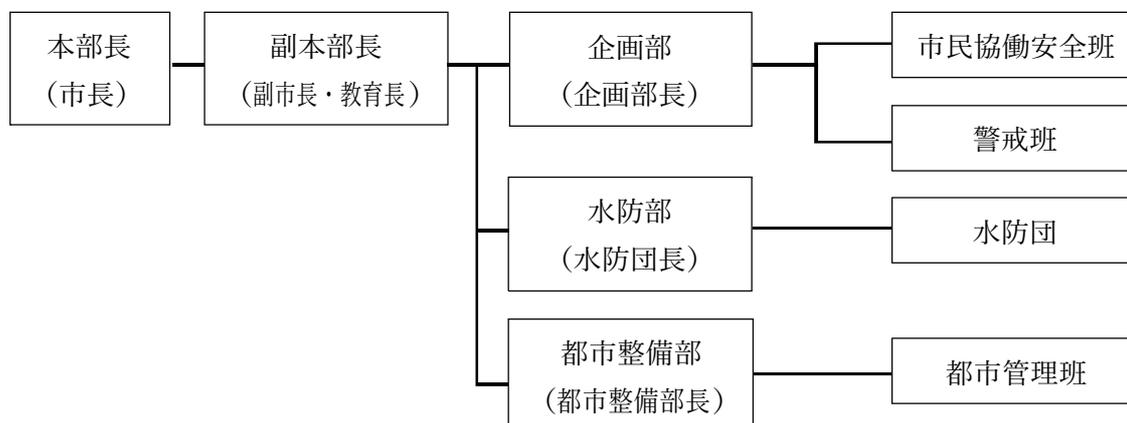
第1節 瑞穂市の水防組織

(1) 設置基準

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に瑞穂市水防本部（以下「市本部」という。）を設置する。ただし、瑞穂市災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(2) 市水防本部

水防本部の組織は次のとおりとする。



(3) 各班の構成及び分担事務

各班の任務は、瑞穂市地域防災計画に定めるほか、次表によるものとする。

部名	担当者	班	分担事務
本部長	市長		・本部の統括(水防本部の統括及び隊員の指揮監督)
副本部長	副市長 教育長		・本部長を補佐し、本部長に事故があるときはこれを代理する。
企画部	企画部長	市民協働安全班 (市民協働安全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び情報の取りまとめに関する事 ・警戒職員・水防団員等の動員に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・警戒班の事務配分に関する事 ・その他、他班の業務に属さない事務に関する事
		警戒班	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害に関する警戒及び対応に関する事 ・他班の応援協力に関する事
水防部	水防団長	水防班 (水防団)	<ul style="list-style-type: none"> ・水防団の配置に関する事 ・水防作業全般に関する事
都市整備部	都市整備部長	都市管理班 (都市管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の警戒及び河川管理者(国・県)、排水機場等の関係機関との連絡調整に関する事

第3章 重要水防箇所

第1節 定義

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

第2節 国管理区間における重要水防箇所

- (1) 直轄管理区間における重要水防箇所は、資料編第18①のとおりである。
- (2) 評定基準については次のとおりである。

重要水防箇所評定基準

種類	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤	

種類	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
	<p>生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取付部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋りょう、ひ管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁、その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁、その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては、計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所、又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・破堤跡・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

重点区間－水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

第3節 県管理区間における重要水防箇所

(1) 県管理区間における重要水防箇所は、資料編第18②のとおりである。

(2) 評定基準については次のとおりである。

注意度 A とは、被害が次に該当するところとする。

1. 人命の危険に及ぶと想定される場合
2. 住居浸水が相当数になると想定される場合
3. 国道・県道等が冠水し、交通不能が1日以上にわたるものと想定される場合
4. その他重大な被害が想定される場合

注意度 B とは、被害が次に該当するところとする。

A より被害が軽微であると想定されるが、注意を要する箇所。

「重要水防箇所」を指定する場合の点検項目

1. 堤防高の不足	①河川整備計画による計画堤防高より低い堤防 ②最近の出水において浴水氾濫のあった堤防 ③被災水位までの築堤となっている堤防
2. 漏水	①堤体から漏水の実績がある堤防 ②漏水対策工事を実施したが、まだ日の浅い堤防 ③漏水のおそれが想定される堤防
3. 堤防断面が小さい	①標準的な堤防断面形より小さな堤防（堤防の法勾配が2割より堤防急であったり、天端幅が非常に小さい一般に剃刀堤といわれる堤防。）
4. 堤体の強度不足	①堤体や基礎地盤の土質が軟弱で法崩れや沈下の実績がある堤防 ②法崩れ、沈下対策工事を実施して、まだ目の浅い堤防
5. 水衝部(水当たり)	①洪水時に水衝部となり、堤体、護岸、根固め、水制等に不安のある堤防
6. 洗掘	①護岸、根固め等の前面が異常に洗掘されている箇所
7. 工事施工中	①出水期を控え堤防を掘削したり、仮締切工事を実施中の堤防 ②樋門、樋管工事等堤防を掘削した工事が完了して、まだ日の浅い堤防
8. 堤防を横断する工作物	①老朽した樋門、樋管等の堤防横断工作物
9. 河川を横断する工作物（発電用の施設を除く）	①可動扉の作動が、洪水の疎通に重大な影響のある施設 ②取付護岸の不備 ③老朽工作物
10.陸閘	①陸閘が設置されている箇所
11.疎通能力の不足	①河道が狭小で、氾濫が頻発している箇所
12.護岸不備	①必要である護岸がなされていない箇所 ②護岸が老朽、ぜい弱であったり、被災を受け未だ復旧、修繕の行われていない箇所

第4章 洪水予報及び水防警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

岐阜地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

（大雨・高潮特別警報発表基準）

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

第2節 予報警報の種類

区 分	根 拠 法	発 表 者	種 類	伝 達 系 統								
<p>気象予警報</p> <p>岐阜地方気象台が気象業務法の定めるところにより、岐阜県下の水防活動の活用のため発表するもの。</p>	<p>気象業務法 第14条の2第1項</p>	<p>岐阜地方気象台</p>	<p>水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。</p> <table border="1" data-bbox="891 518 1254 686"> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>水防活動用気象注意報</td> </tr> <tr> <td>大雨警報又は大雨特別警報</td> <td>水防活動用気象警報</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>水防活動用洪水注意報</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>水防活動用洪水警報</td> </tr> </table>	大雨注意報	水防活動用気象注意報	大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象警報	洪水注意報	水防活動用洪水注意報	洪水警報	水防活動用洪水警報	<p>※洪水警報のみ</p> <p>(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先</p> <p>(注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路（岐阜県から市町村、市町村から住民の経路）</p> <p>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたとき、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</p>
大雨注意報	水防活動用気象注意報											
大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象警報											
洪水注意報	水防活動用洪水注意報											
洪水警報	水防活動用洪水警報											

第4章 洪水予報及び水防警報
第2節 予報警報の種類

区分	根拠法	発表者	種類	伝達系統																					
<p>洪水予報</p> <p>ア 国土交通省の河川事務所と地方気象台が共同して、法第10条第2項により指定された河川(木曾川、揖斐川、長良川)について洪水のおそれがあると認めるとき、それぞれの河川名を付けて発表するもの。</p>	<p>気象業務法 第14条の2第2項 法第10条第2項</p>	<p>岐阜地方気象台 名古屋地方気象台</p>	<p>長良川中流洪水予報</p> <p>揖斐川中流洪水予報</p> <p>長良川下流洪水予報</p> <p>揖斐川下流洪水予報</p>	<p>※1 上記発表機関は、下表打合せによる</p> <table border="1" data-bbox="1294 710 1861 938"> <thead> <tr> <th>予報区間</th> <th colspan="2">発表機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木曾川中流</td> <td>木曾川上流河川事務所</td> <td>岐阜県地方気象台 名古屋地方気象台</td> </tr> <tr> <td>下流</td> <td>木曾川下流河川事務所</td> <td>名古屋地方気象台</td> </tr> <tr> <td>長良川中流</td> <td>木曾川上流河川事務所</td> <td>岐阜県地方気象台</td> </tr> <tr> <td>下流</td> <td>木曾川下流河川事務所</td> <td>名古屋地方気象台</td> </tr> <tr> <td>揖斐川中流</td> <td>木曾川上流河川事務所</td> <td>岐阜県地方気象台</td> </tr> <tr> <td>下流</td> <td>木曾川下流河川事務所</td> <td>名古屋地方気象台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※洪水警報のみ</p>	予報区間	発表機関		木曾川中流	木曾川上流河川事務所	岐阜県地方気象台 名古屋地方気象台	下流	木曾川下流河川事務所	名古屋地方気象台	長良川中流	木曾川上流河川事務所	岐阜県地方気象台	下流	木曾川下流河川事務所	名古屋地方気象台	揖斐川中流	木曾川上流河川事務所	岐阜県地方気象台	下流	木曾川下流河川事務所	名古屋地方気象台
予報区間	発表機関																								
木曾川中流	木曾川上流河川事務所	岐阜県地方気象台 名古屋地方気象台																							
下流	木曾川下流河川事務所	名古屋地方気象台																							
長良川中流	木曾川上流河川事務所	岐阜県地方気象台																							
下流	木曾川下流河川事務所	名古屋地方気象台																							
揖斐川中流	木曾川上流河川事務所	岐阜県地方気象台																							
下流	木曾川下流河川事務所	名古屋地方気象台																							

区 分	根 拠 法	発 表 者	種 類	伝 達 系 統
<p>洪水予報</p> <p>ウ 岐阜県と岐阜地方気象台が共同して、法第11条第1項により指定された河川(長良川、宮川、飛騨川)について洪水のおそれがあると認めるとき、それぞれの河川名を付けて発表するもの。</p>	<p>気象業務法 第14条の2第3項 法第11条第1項</p>	<p>岐阜土木事務所 美濃土木事務所 岐阜地方気象台</p>	<p>長良川上流 洪水予報</p> <p>洪水注意報 洪水警報 解除</p>	<p>※洪水警報のみ</p>
<p>避難判断水位・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報(イ)知事が発表するもの</p> <p>各関係土木事務所長が法第13条第2項により指定された河川(犀川、境川、糸貫川、伊自良川、板屋川、鳥羽川、新境川、津屋川、牧田川、杭瀬川、相川、泥川、大谷川、武儀川、津保川、長良川、可児川、土岐川、阿木川、中津川、木曾川、宮川、高原川、荒城川)について水位が各々に指定した避難判断水位及び氾濫危険水位に達したときに発表するもの</p>	<p>第13条の第2項</p>	<p>各関係土木事務所長</p>	<p>犀川 氾濫警戒情報・氾濫危険情報 境川 〃 糸貫川 〃 伊自良川 〃 長良川 〃</p>	

第3節 国土交通大臣と気象庁長官が発表する洪水予報

(1) 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類とそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く。）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替え時に、河川氾濫に関する情報として発表する。

種類	洪水予報の表題	発表する基準	備考
洪水警報	氾濫発生情報 (氾濫の発生)	堤防から越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき。	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救助活動等が必要となる。命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す「警戒レベル5※」に相当。
	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況で、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当。
	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報 (氾濫注意情報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」に相当。
	(発表しない) (水防団待機水位)	基準地点の水位が、水防団待機水位(通報水位)に到達したとき。	
解除	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。	基準地点の氾濫注意情報の水位基準を下回り、氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。

※「警戒レベル〇」とは、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に示されている「警戒レベル1～5」を意味する。

(2) 伝承系統

伝達系等の流れ	⇒ ⇒		
予報区間	発表者	県水防隊本部	対応水防管理団体
長良川中流	木曾川上流河川事務所	河川班	瑞穂市
揖斐川中流	岐阜地方气象台	↓ 防災課	瑞穂市

(3) 洪水予報発表基準地点

河川名	観測所名	県名	地先名	位置(km)	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	出勤水位(m)	避難判断水位(m)	はん濫危険水位(m)	計画高水位(m)
揖斐川	岡島	岐阜	揖斐郡揖斐川町岡島	右岸57.3	0.50	1.30	2.40	3.40	4.10	5.32
	万石	岐阜	大垣市万石	右岸40.6	2.50	4.00	5.00	5.80	6.40	7.09
根尾川	山口	岐阜	揖斐郡大野町稲富	右岸12.7	1.40	2.20	3.50	3.50	3.90	5.80
長良川	忠節	岐阜	岐阜市忠節町	右岸50.2	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68
	墨俣	岐阜	大垣市墨俣町	右岸39.4	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94

氾濫注意情報の必要がなくなると認められるときに解除する。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://l.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

第4節 岐阜県知事が発表する避難判断水位・氾濫危険水位

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類と発表基準は次のとおりである。

(1) 種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき

(2) 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準地点（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	区域	延長 (km)	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位) 発表責任者	対象水位観測所							対応 水防 管理 団体
				名称	位置	設置 機関	水防団 待機 水位 (通報 水位) (m)	氾濫 注意 水位 (警戒 水位) (m)	避難 判断 水位 (m)	氾濫 危険 水位 (洪水特別 警戒 水位) (m)	
犀川	本巣市真桑地 先から 瑞穂市忠太橋 まで	8.7	岐阜土木事 務所長	(テレ) 十八条	瑞穂市 十八条	県	1.50	1.80	2.30	2.40	瑞穂市 本巣市
糸貫川	本巣市乙井樋 門から 瑞穂市長良川 合流点まで	11.0	岐阜土木事 務所長	(テレ) 北方	本巣郡 北方町 柱本南	県	1.40	2.00	2.20	2.60	本巣市 瑞穂市 北方町

(3) 伝承系統

伝達系等の流れ	⇒	⇒
---------	---	---

指定河川	観測地点		発表者	県水防対本部	対応水防管理団体
犀川	(テレ) 十八条	瑞穂市 十八条	(テレ) 十八条	河川班 ↓ 防災課	瑞穂市、本巣市
糸貫川	(テレ) 北方	本巣郡 北方町 柱本南	(テレ) 北方		本巣市、瑞穂市、北方町

氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）発表受報様式

川	観測所	氾濫警戒情報
令和 年 月 日 時 分		
岐阜県		土木事務所 発表
【主文】		
<p>【警戒レベル3相当情報 [洪水]】 時 分現在</p> <p>観測所の水位は、 m cmで、避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる避難判断水位 m cmに到達しました。</p> <p>市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。</p>		
（参考）		
川	水位観測所	（〇〇市〇〇町）
（受け持ち区間） ~		
氾濫危険水位	m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
○ 避難判断水位	m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	m	氾濫の発生に対する注意を求める段階
※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位		

★市町村担当者様

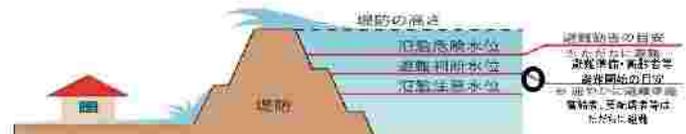
「氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。

避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する必要があります。

氾濫警戒情報の伝達経過	
FAX伝達終了時刻	
年	月 日 時 分

氾濫警戒情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻

水防警報・水位周知河川の水位			
観測所名	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
	m cm	m cm	m cm



（参考）「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	http://www.kasen.pref.gifu.jp/	http://www.kasen.pref.gifu.jp/sp/	http://www.kasen.pref.gifu.jp/h/

- ★市町村担当者の皆様へ : 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。
- ★報道機関関係者の皆様へ : 本件の問い合わせは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願いします。

氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式

<p style="font-size: 24pt; margin: 0;">川</p> <p style="font-size: 24pt; margin: 0;">第 報</p>	<p style="font-size: 24pt; margin: 0;">観測所</p>	<p style="font-size: 24pt; margin: 0;">氾濫危険情報</p>
<p>令和 年 月 日 時 分</p> <p>岐阜県 土木事務所 発表</p>		
<p>【主文】</p> <p>【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 時 分現在</p> <p>観測所の水位は、 m cmで、避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） m cmに到達しました。</p> <p>市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。</p>		
<p>（参考） 川 水位観測所 （〇〇市〇〇町）</p> <p>（受け持ち区間） ~</p> <p>○ 氾濫危険水位 m 水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</p> <p>避難判断水位 m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</p> <p>氾濫注意水位 m 氾濫の発生に対する注意を求める段階</p> <p>※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位</p>		

★市町村担当者様

「氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。

早期の避難勧告等の発令を検討する必要があります。

氾濫危険情報の伝達経過	
FAX伝達終了時刻	
年 月 日 時 分	

氾濫の危険のある地区	m	cm

氾濫危険情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻



※上記の表に記載しきれない場合は、別紙にて対応します。 (参考)「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/smv/	http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

- ★市町村担当者の皆様へ : 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。
- ★報道機関関係者の皆様へ : 本件の問い合わせは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願いします。

別紙

●●川「▲▲」水位観測所 氾濫危険地区追加情報

●●川「▲▲」の水位が〇.〇mに達しました。
 次の地区では、氾濫の危険があります。市町村長が発令する避難情報に十分注意してください。

グループ	危険水位(m)	氾濫の危険のある地区
3		
2		
1		

「▲▲」の水位は、「岐阜県 川の防災情報」で知ることができます。

岐阜県 川の防災情報

URL:
<http://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

※岐阜県では、川の状態やその地域の地形などから地区を分けて、その地区毎に「きめ細かな水位情報」を提供しています。

第5節 国土交通大臣が発表する水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

(2) 洪水時の河川に関する水防警報

ア.種類及び発令基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は次のとおりである。

段階	種類	内容
第1段階	準備	水防資機材の整備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
第2段階	出動	水防団員等の出動を通知するもの。
第3段階	解除	水防活動の終了を通知するもの。
適宜	情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

(3) 水防警報の発表基準

種類	内容
準備	対象水位観測所の水位がはん濫注意水位に達し、出水判断の参考となる期間における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。
出動	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、はん濫注意水位（警戒水位）が下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	適宜

(4) 水防警報発表基準地点

河川名	観測所名	県名	地先名	位置 (km)	水防団 待機 水位 (通報 水位) (m)	氾濫 注意 水位 (警戒 水位) (m)	出勤 水位 (m)	計画 高水位 (m)
揖斐川	岡島	岐阜	揖斐郡 揖斐川町岡島	右岸 57.3	0.50	1.30	2.40	5.32
	万石	岐阜	大垣市万石	右岸 40.6	2.50	4.00	5.00	7.09
根尾川	山口	岐阜	揖斐郡 大野町稲富	右岸 12.7	1.40	2.20	3.50	5.80
長良川	忠節	岐阜	岐阜市忠節町	右岸 50.2	1.00	2.00	3.50	6.68
	墨俣	岐阜	大垣市墨俣町	右岸 39.4	2.50	4.00	5.00	7.94

氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったときに解除する。

(5) 伝承系統

伝達系等の 流れ	⇒ ⇒			
指定河川	観測地 点	発表者	県水防 対本部	対応水防管理団体
揖斐川	岡島	木曾川下 流	河川 班 ↓ 防 災 課	揖斐川町、池田町、大野町、大垣市、神戸町、輪之内町、 安八町、大垣輪中水防事務組合、瑞穂市
	万石	河川事務 所		瑞穂市、安八町、大垣市、神戸町、輪之内町、大垣輪中 水防事務組合
根尾川	山口	木曾川上 流		大野町、本巣市、揖斐川町、瑞穂市、安八町、大垣市、 神戸町、輪之内町、大垣輪中水防事務組合
長良川	忠節	河川事務 所		岐阜市、大垣市、瑞穂市、安八町、輪之内町、羽島市
	墨俣		岐阜市、大垣市、瑞穂市、安八町、羽島市、輪之内町、 海津市	

演習

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
杭瀬川	塩田橋水位観測所	第(仮)1号

平成27年05月19日20時40分

国土交通省 木曾川上流河川事務所発表

【現況】

杭瀬川の塩田橋水位観測所（大垣市）の水位は、19日20時30分現在3.50mです。

杭瀬川の塩田橋水位観測所（大垣市）の水位は、出動水位に達し、上昇しています。

【発表】

水防機関は出動してください。

基準水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
今渡				
犬山				
笠松				
起				
忠節				
墨俣				
古川橋				
岡島				
万石				
烏江				
塩田橋			○	
高瀬				
山口(旧)				

(参考)

杭瀬川 塩田橋水位観測所（大垣市）

（受け持ち区間は 杭瀬川左岸：大垣市、右岸：大垣市）

問い合わせ先

国土交通省 木曾川上流河川事務所 流水管理センター 電話：058-251-3235（内線）441

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://l.river.go.jp/

第6節 知事が発表する水防警報

(1) 水防警報の段階と内容

種類	内容
準備	水防資機材の整備点検、水門等改正の準備、幹部の出動等を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知する者
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。

(2) 水防警報の発表基準

種類	内容
準備	対象水位観測所の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる期間における状況等から、なお水位上昇のそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知する者。 水防警報の発表を継続する特段の事由がある場合を除き、はん濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	適宜

(3) 水防警報発表基準地点

河川名	区域	延長 (km)	水防警報 発表責任者	対象水位観測所					出水判断の 参考となる 機関等	対応 水防管理 団体
				名称	位置	設置 機関	水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫 注意水位 (警戒 水位)		
犀川	本巢市真桑地先から瑞穂市忠太橋まで	8.7	岐阜土木事務所長	(テレ) 十八条	瑞穂市十八条	県	1.50	1.80	瑞穂市役所、本巢市役所	瑞穂市、本巢市
糸貫川	本巢市乙井樋門から瑞穂市長良川合流点まで	11.0	岐阜土木事務所長	(テレ) 北方	本巢郡北方町柱本南	県	1.40	2.00	本巢市役所、瑞穂市役所、北方町役場	本巢市、瑞穂市、北方町

※水位上昇の選択の目安

直近30分の水位上昇量		
15cm未満 かんまんに	15cm以上30cm未満 刻々	30cm以上 急激に

水防警報発表受報用紙

_____ 水防警報 第 _____ 号 (準備) 出動 情報 解除)
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分
岐阜県 _____ 土木事務所長 発表

順序	符号	本文
	イ	_____ 時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで _____ 水位
	ロ	_____ 時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cmで
	ハ	_____ 上昇中である。
	ニ	これが最高水位と
	ホ	_____ 上流 _____ の [水位は _____ m _____ cm] で _____ 上昇中である。 [流量は _____ m ³ /s]
	ヘ	_____ 時 _____ 分発表の _____ 川洪水 _____ によれば _____ 時に _____ の水位は _____ m _____ cmになる見込みである。
	ト	_____ 地方気象台発表の _____ によれば今後なお [上流山間部] _____ に [川流域] _____ [県地方] _____ [部] _____ _____ mmの _____ が予想される。
	チ	減水中である。
	リ	_____ の [水位は _____ 時に _____ m _____ cm] _____ [流量は _____ 時に _____ m ³ /s]

順序	符号	本文
	ヌ	_____ 市 _____ 地方では _____
	ル	河川の水位は一旦 _____ 再び _____
	ヲ	本地区 _____ せられたい。
	ワ	本地区の水防警報を解除する
	カ	(イ〜ワ以外の補足事項)

(注)

- I. 記入要領 { _____ の部分は名称、地名、数字を入れる。
_____ の部分は字句の不要な場合に使う。
- II. 通達要領 { 発信者は始めに一句毎に読み、次に通して読む。
必ずくり返して、2度読むこと。
受信者は間違いのないよう必ず復唱すること。

(水防隊本部用)

水防警報の伝達結果	
一斉指令(無線)終了時刻 時 分	ファックス伝達終了時刻 時 分

水防警報対象水位観測所			
観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	計画高水位

水防警報の確認先				
連絡先	電話	確認者	被確認者	確認時刻

★市町村担当者様へ：本件の問合せは、発表土木事務所へお願い致します。
★報道機関関係者の方へ：本件の問合せは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願い致します。

第5章 気象予報等の情報収集

気象予報、浸水想定区域、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

- ・ 気象警報・注意報
<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>
- ・ アメダス
<http://www.jma.go.jp/jp/amedas/>
- ・ レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）
<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>
- ・ 高解像度降水ナウキャスト
<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>
- ・ 洪水警報の危険度分布
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>
- ・ 大雨警報（浸水害）の危険度分布
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・ 川の防災情報
【PC版】 <https://www.river.go.jp/>
【スマートフォン版】 <https://river.go.jp/>
【携帯版】 <https://i.river.go.jp/>

(3) 岐阜県

岐阜県ホームページ

- ・ 国土交通省木曽川上流河川事務所ホームページ
国が管理する河川のライブカメラ映像や国土交通省「川の防災情報」、XRAINによるリアルタイムな雨雲の様子が確認できる。
<https://www.cbr.milt.go.jp/kisojyo/>
- ・ 木曽川上流河川事務所モバイルサイト
スマートフォンで木曽三川の水位・雨量やダムの情報などを閲覧できる。
<https://www.cbr.milt.go.jp/kisojyo/smp/index.html>

・岐阜県 川の防災情報

岐阜県と国土交通省・気象庁が観測した岐阜県域の雨量・水位情報、河川の状況等をリアルタイムで閲覧できる。

<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

・岐阜地方気象台

気象の注意報・警報のほか、洪水予報や土砂災害警戒情報などの災害情報を確認できる。

<https://www.jma-net.go.jp/gifu/>

・ぎふ川と道のアラームメール

気象・雨量・河川水位及び道路通行規制情報を配信する。

<https://service.sugumail.com/gifu/ember/>

・瑞穂市ホームページ

<https://www.city.mizuho.lg.jp/>

・緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話に避難情報の緊急情報を配信する。

・SNS

災害時には、Twitter や Facebook 等の SNS を活用することで、安否、被害状況、避難状況、避難所の状況、二次災害の危険、支援物資を得られる場所などをリアルタイムで発信・収集できる。

・みずほ市民メール配信サービス

防災行政無線の放送内容や市内の気象警報及び特別警報の発令・解除情報等を配信する。

<https://service.sugumail.com/mizuho/>

第6章 水門、閘門、堰堤及びため池操作

第1節 水門・閘門・堰堤及びため池等

- (1)水門・閘門・堰堤及びため池等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。水防上重要な排水機は資料編第24、ひ管、ひ門及び陸間は資料編第25のとおりである。
- (2)前項の管理者は、毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障がないように点検整備しなければならない。

第2節 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡する。

第3節 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速、確実に連絡する。

第7章 通信連絡

市が管理する防災行政無線施設は、資料編第17のとおりである。

第8章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

- (1) 市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、資料編第16及び第19のとおりである。
- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達し得る数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充する。
- (3) 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省木曾川河川事務所長又は県建設事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

(4) 水防管理団体の水防倉庫

水防管理団体が管理する水防倉庫は、資料編第19のとおりである。

(5) 水防倉庫の資材基準量

水防管理団体は、あらかじめ水防に必要な資材、器具を整備しておかなければならない。一般水防倉庫（33平方メートル）の整備基準量は次のとおりである。

ア.木曾川、長良川、揖斐川、牧田川、根尾川、杭瀬川

種類	杭木	空 俵 (又は麻袋)	鉄線	縄	まき	たご	掛矢	担棒	シャベル	鋸	斧	ペンチ	もっこ (その類)
数量	本 750	枚 1,500	kg 150	kg 560	把 45	丁 8	丁 15	本 15	丁 15	丁 8	丁 8	丁 3	枚 30

イ.ア以外の河川筋

種類	杭木	空 俵 (又は麻袋)	鉄線	縄	まき	たご	掛矢	担棒	シャベル	鋸	斧	ペンチ	もっこ (その類)
数量	本 300	枚 750	kg 75	kg 280	把 30	丁 5	丁 8	本 15	丁 8	丁 5	丁 5	丁 2	枚 8

第2節 土のう用土砂採取予定地の選定

水防管理団体は、あらかじめ土砂採取予定地を選定し立札をもって明示する。この場合、あらかじめ当該土木事務所長の指示を受ける。

市の土のう用土砂採取予定地は資料編第15のとおりである。

第3節 水防施設及び資器材

水防施設、器材、資材の現有量は、資料編第20「水防施設資機材要員 総括表」のとおりであるが、不測の事態に備えて平時から資器材の調達先については配慮する。

第4節 輸送の確保

水防管理団体は非常の際の輸送を確保するため、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じる。輸送経路、輸送手段の確保その他輸送に関することについては、次のとおりとする。

(1) 輸送経路

災害時の輸送については、水防本部を中心として通常経路を利用するものであるが、堤防の事故、路上冠水等の障害により、通行不能の場合は臨機の処置をする。

(2) 輸送手段の確保

水防本部は非常の際の資器材、人員輸送等のため関係機関に対し、車両等輸送手段確保の要請をする。

- ア.市等所有の車両
- イ.輸送業者及び建設業者等所有の車両
- ウ.その他自家用車両等

(3) その他

上記(1)及び(2)のほか、輸送に関することは、瑞穂市地域防災計画一般対策計画第3章第6節による。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

(1) 市の非常配備

注意報、警報等が発表されたとき、あるいは市本部が設置されたときの体制等は、次によるものとする。なお、瑞穂市水防計画作成後に「瑞穂市地域防災計画」が改定された場合は、それに準ずるものとする。

なお、非常配備につく時期及び解除については、水防管理者は、水防本部長の発する水防指令又は水防警報その他状況判断のうえ自主的に行うべきであるが、水防上緊急を要するときは知事は法第30条に基づき指示することがある。

体制等	気象、水位条件	体制
準備体制	<p>①大雨注意報、洪水注意報のいずれかが瑞穂市に発表されたとき</p> <p>②洪水予報河川（長良川・揖斐川・根尾川）又は水位周知河川（糸貫川・犀川）の水位が水防団待機水位に達したとき</p>	<p>○市民協働安全班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の職員が出勤し、情報収集活動を行う。 ・直ちに関係機関に連絡、招集その他の活動ができる体制とする。 <p>○水防班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団は出動待機 <p>○都市管理班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定の職員が出勤し、情報収集、浸水危険箇所巡回、資機材の調達を行う。
第1警戒体制	<p>①大雨警報、洪水警報のいずれかが瑞穂市に発表されたとき</p> <p>②洪水予報河川又は水位周知河川の水位が氾濫注意水位に達したとき</p> <p>③長良川中流若しくは揖斐川中流に氾濫注意情報が発表されたとき</p> <p>④瑞穂市及び瑞穂市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p>	<p>○市民協働安全班、都市管理班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部長、都市整備部長、課長及び指定の職員を招集し、引き続き情報収集、初期対応ができる体制とする。 ・自主避難所の開設依頼、防災行政無線放送、メール配信により周知する。 ・事態の推移により警戒本部の設置について検討する。 <p>○生涯学習班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主避難に伴う避難所開設を行う。 <p>○水防班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団長出動

体制等	気象、水位条件	体制
第2警戒体制 警戒本部設置	①洪水予報河川又は水位周知河川の水位が氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ②その他河川が避難判断参考水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③県内の他自治体に、特別警報が発表されたとき	○市長を本部長とする警戒本部を設置する。 ○警戒本部員（部長級以上の職員等）は出勤する。 ○警戒班1個班を招集し、状況により警戒班及び各班指定の職員を増員 ○事態の推移により災害対策本部に切り替える。 ○水防班 ・水防団幹部の出勤 ・関係地域水防団員又は全水防団員出勤
第1非常体制 災害対策本部設置	①洪水予報河川又は水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき ②長良川中流若しくは揖斐川中流に氾濫警戒情報が発表されたとき ③瑞穂市に大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき ④瑞穂市に特別警報が発表されたとき ⑤その他局所的な災害で、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	○災害対策本部へ移行し、水防本部を編入。以降は、瑞穂市地域防災計画一般対策計画第3章第1節を参照。
第2非常体制	①災害により瑞穂市広域に大規模な被害が発生するおそれがあるとき ②洪水予報河川又は水位周知河川の水位が氾濫危険水位に達したとき ③長良川中流若しくは揖斐川中流に氾濫危険情報が発表されたとき ④その他市長がこの体制を命じたとき	

(2) 水防団の出勤要請等

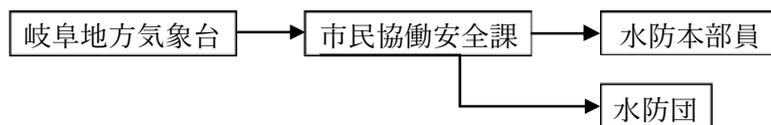
水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、本章第1節（1）に準じて水防団を出勤させ、又は出勤の準備をさせる。

(3) 非常配備の伝達

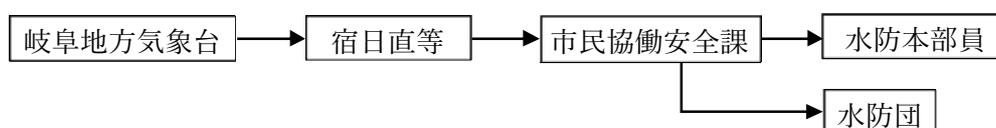
市民協働安全課は、岐阜地方気象台から気象に関する警報等の伝達を受けたときは、瑞穂市地域防災計画に定めるところにより、所要の伝達を行う。

また、勤務時間外における伝達は、宿日直等が上記伝達を行うものとする。

ア.勤務時間中



イ.勤務時間外



第2節 執務

(1) 市水防本部の執務

- ア.水防本部員は、第2章第1節に定めるところにより非常配備につく。
- イ.水防本部は、必要に応じ、又は要求があったときは、中部地方整備局（各河川事務所等）及び岐阜地方気象台へ、水位の状況を通報する。
- ウ.水防本部は、岐阜地方気象台から要求があったときは、水防団その他関係者と密接な連絡をとり、必要に応じ各管内の雨量を報告させるとともに、直ちに岐阜地方気象台へ通知する。
- エ.水防本部は、洪水予報河川に関して、中部地方整備局、木曽川上流河川事務所、県から、洪水予報の伝達を受けた場合は、ホームページ等により、市民に公表する。
- オ.水防本部は、水位周知河川及び水防警報河川に関して、中部地方整備局、木曽川上流河川事務所、県から、水位到達情報及び水防警報の伝達を受けた場合は、ホームページ等により、市民に公表する。
- カ.警報等に伴ってその対策を要する場合は、警報等の伝達と併せて、又は別個にその対策を指示又は連絡する。
- キ.災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信施設若しくは無線設備による伝達ができない場合は、瑞穂市地域防災計画に定めるところにより、報道機関に協力を要請して行う。

第3節 巡視及び警戒

(1) 平常時

- ア.法第9条に基づき、水防管理者は水防区域内の河川堤防等の延長1 km 又は2 km 毎に監視員を設け、随時区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、速やかに、河川管理者（国土交通省管理区間にあっては管理河川事務所長、県管理区間にあっては管轄土木事務所長）に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- イ.河川管理者は、浸透・侵食のおそれのある区間を水防管理団体に情報提供することとし、出水期前に河川管理者と水防管理者は当該箇所を毎年確認しなければならない。この際、水防団員等が立会い又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

- ア.水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の監視及び警戒を厳にし既往の被害箇所、水衝部その他と重要な箇所を中心として堤防の表側と天端と裏側の班に分かれて巡回し（中小河川にあっては適宜班を構成する。）特に、次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに岐阜土木事務所長及び河川管理者に報告するとともに水防作業を開始する。
- a.裏法の漏水、飽水による亀裂及び崩壊又は堤内地盤からの漏水
 - b.水衝部の表裏法面の亀裂又は崩壊
 - c.堤防天端の亀裂又は沈下
 - d.堤防の越水状況
 - e.ひ門周辺の漏水と扉の締まり具合
 - f.橋りょうその他の構築物と堤防との取付部分の異状、又は流木などの堆積状況
- イ.河川管理者は、浸透・侵食のおそれのある区間を市に情報提供することとし、出水期前に河川管理者と水防管理者は当該箇所を毎年確認しなければならない。
- ウ.水防管理者は、①の監視の結果、堤防を道路として兼用している区間において、堤体自体が危険であると判断した場合には、①に規定の措置をとるとともに、速やかに、道路管理者に対し、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限の措置を要請する。

第4節 水防作業

(1) 工法

工法は、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、初めてその目的を達することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。工法を選ぶに当たっては堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

(2) 水防上の心得

- ア.水防作業を行う際は、保安帽やライフジャケットを着用することなど、自己の安全確保に充分留意する。
- イ.水防活動時の安否確認を可能にするため、携帯電話等が不通となった場合でも利用可能な通信機器の確保に留意する。
- ウ.水防活動時には、大雨・洪水等の気象情報を常に確認するよう留意する。
- エ.命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- オ.作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって守りぬく。
- カ.夜間など特に言動に注意し、みだりに「浴水」や「破堤」等の想像による言語を発してはならない。
- キ.命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、水防員が緊張によって疲れたりしないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛ける。
- ク.洪水時において堤防に異状の起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。ただし、法崩落・陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3/4位に減少したときが最も危険）ので、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

(3) 応援

ア.水防管理団体の応援

水防管理者は緊急の必要があるときは、他の水防管理者、瑞穂市長、消防団長に対して応援を求めること。

応援のため派遣される者は所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

イ.自衛隊の応援

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。なお、知事に自衛隊の災害派遣要請をすることができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知を行う。

市は、派遣部隊等との連絡を緊密にするための連絡場所を設け、責任者を定めて常に連

絡窓口を統一し、作業の実施についても派遣部隊の現地指揮官と協議して行うよう努めること。

第5節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第7節 避難

(1) 避難のための立退き

ア.洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は必要と認める区域に対し、無線通信、ラジオ、信号あるいは広報網その他の方法により立退又はその準備を指示する。この場合、管轄警察署長にその旨を通知する。

イ.水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を岐阜土木事務所長に速やかに報告する。

エ.水防管理者は、管轄警察署長と協議のうえ事前に立退計画を作成し、予定立退先、経路、誘導者信号等必要な措置を講ずる。

(2) 法第15条により地域防災計画に定めるべき避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

避難情報の発令等を行う際は瑞穂市地域防災計画一般対策編第3章第14節「避難対策」及び「避難情報の判断・伝達マニュアル（令和6年4月改訂）」によるもののほか、以下のとおりとする。

ア.洪水時における避難基準は次表のとおりとする。

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※1は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の実情に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保※2）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※1 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等及びその人の避難を支援する者

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

イ.指定避難所等の開設場所等

- a.指定避難所等の開設施設は、「指定緊急避難所・指定避難所一覧」（資料編第13）のとおりとする。
- b.指定避難所等が浸水する場合にあっては、浸水しない階層を使用する。
- c.その他、状況に応じて地域の集会所や寺院等の建物について避難所開設（の依頼）を行う。
- d.避難する時間が充分に見込めない場合などには、自宅の浸水しない階層や近隣の高層建物へ一時的に避難できる場所を確保するものとする。

ウ.避難経路

指定の避難所まで最短で安全な経路を選択するものとする。経路上特に考慮すべき点としては、浸水の深さのほか、①流れが速く足元をすくわれる、②足元に段差があり深みにはま

る危険がある、③マンホールの蓋がはずれ落ちる、~~一~~等が想定される。

エ.避難誘導體制

避難誘導者を派遣して行うのが原則であるが、急を要する場合や連絡が困難な場合においては、地域や施設、自主防災組織等の協力の下、避難誘導を行うものとする。

オ.その他留意事項

- a.避難する場合は、天候等の周囲の状況又は避難の情報により判断し、指定された場所に避難する。
- b.流れる水は大変危険であるため、冠水した道路には近づかない。
- c.避難までに時間が経過し、浸水が深くなった場合や要配慮者の場合については、無理に避難場所まで行かず、自宅や近隣の2階以上の建物に一時的に避難して、救助を求める。
- d.避難の際及び平常時においては、上記事項の啓発を行うものとする。

第8節 決壊・漏水等の通報と決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を所轄土木事務所長、県事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

また、決壊後といえども、でき得る限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

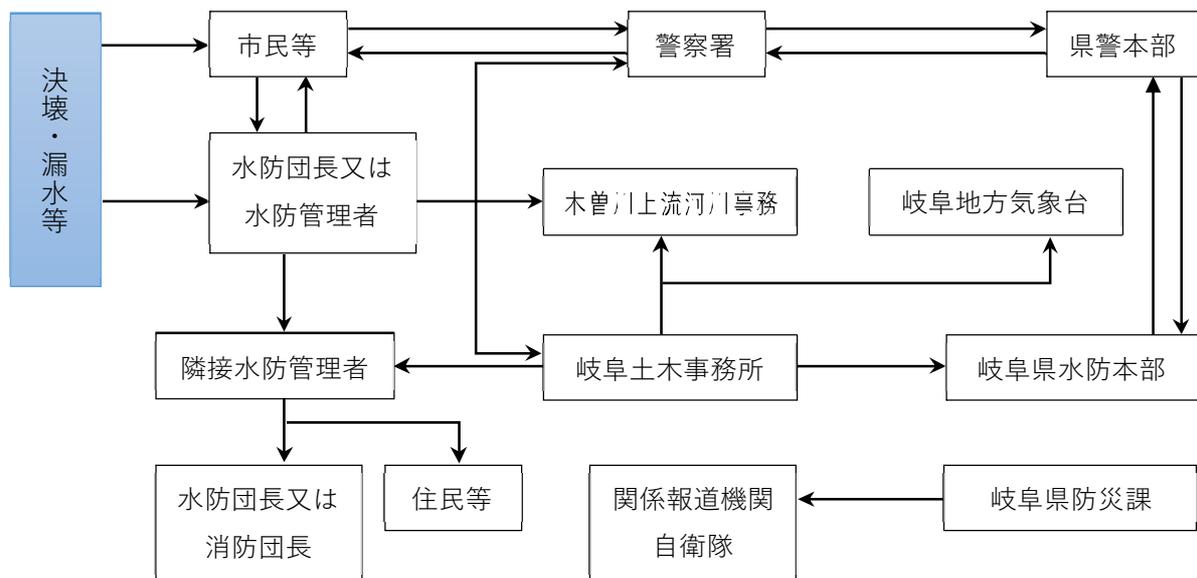
(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認する。

(2) 決壊・漏水等の通報系統



(3) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できるかぎり氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第9節 水防配備の解除

(1) 非常配備の解除は、水防活動に必要な予報警報が解除になったときとする。

ただし、予報警報が解除になっても、水位が水防団待機水位（通報水位）以下になるまでは、原則として非常配備を解除しない。

(2) 非常配備の解除は(1)のほか、市本部長が命ずる。

(3) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

なお、配備を解除したときは、岐阜土木事務所に報告する。

(4) 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 水防信号、水防標識

第1節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員が、出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立退くべきことを知らせるもの。

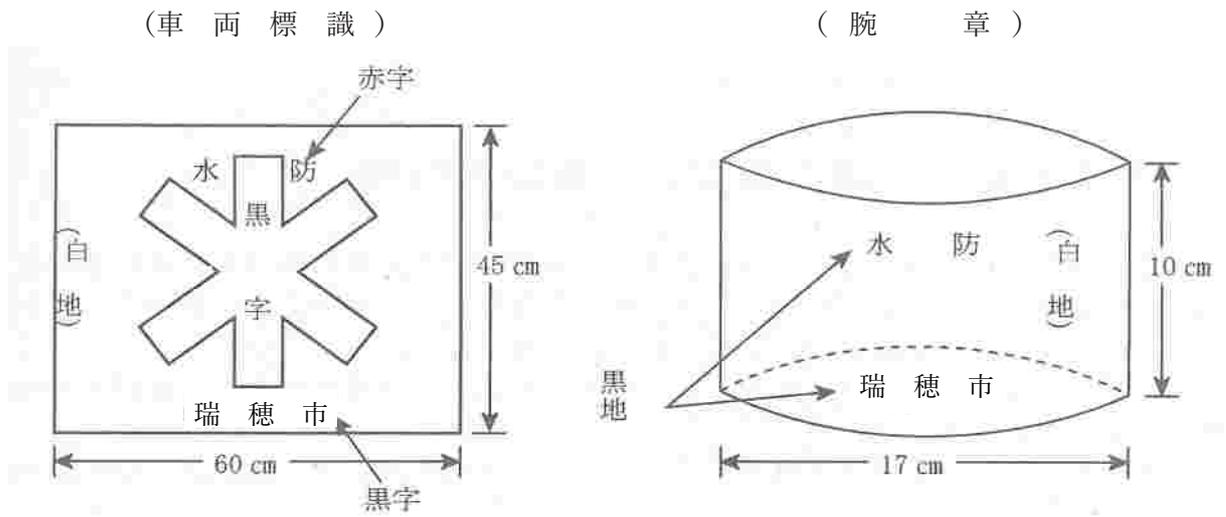
水防信号は、次の表の方法によって表すものとする。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱打	1分 5秒 1分 ○-休止-○-

- 備考1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
 - 4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第2節 水防標識

(1) 法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第11章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

国土交通省中部地方整備局長又は岐阜県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【河川管理者の協力が必要な事項】

- (1) 管理河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【下水道管理者の協力が必要な事項】

- (1) 管理下水道（雨水渠）に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資機材の提供
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、北方警察署長に対して、警察官の出動を求める。

その方法等については、あらかじめ北方警察署長と協議しておくものとする。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求する。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。

- ア.災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- イ.派遣を希望する期間
- ウ.派遣を希望する区域及び活動内容

エ.派遣部隊が展開できる場所

オ.派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行う。

第5節 国（河川事務所）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

第6節 企業（地元建設業等）との連携

市は、瑞穂市緊急対策協力会との協定に基づき、出水時の水防活動の応援を依頼する。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた民間事業者等は水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第7節 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求める。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

市の水防に要する費用は、法第41条の規定により、市が負担する。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と、応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、その水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

この場合、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(法第42条)

第2節 公用負担

(1) 公用負担

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ア.必要な土地の一時使用
- イ.土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- ウ.車両その他の運搬用機器の使用
- エ.排水用機器の使用
- オ.工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限証明書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要な場合はこれを提出しなければならない。

公用負担権限証明書	第 号
身 分 氏 名	
水防管理者 右の者は 水防団長 氏 名 の命に基づき〇〇の区域における水防法第28条 消防機関の長	
第1項の権限を行使するものであることを証明する。	
年 月 日	水防管理者 氏 名 印 又は水防団長 消防機関の長

① 公用負担の証票

法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

〇 〇 〇 の 証 票				
負 担 者				
住 所 氏 名				
物 件	数 量	負 担 内 容 (使 用、取 用、処 分 等)	期 間	摘 要
年 月 日				
命 令 者 氏 名 印				

② 損失補償

①の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告と水防記録

第1節 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ア.天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ.水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所
- ウ.警戒出動及び解散命令の時刻
- エ.水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- オ.水防作業の状況
- カ.堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- キ.使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ク.法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ケ.障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- コ.土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- サ.応援の状況
- シ.居住者出勤の状況
- ス.警察関係の援助の状況
- セ.現場指導の官公署氏名
- ソ.立退きの状況及びそれを指示した理由
- タ.水防関係者の死傷
- チ.殊勲者及びその功績
- ツ.殊勲水防団とその功績
- テ.今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ト.堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- ナ.その他必要な事項

第2節 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、「水防実施報告書」(様式 32 号)により、水防報告を岐阜土木事務所長に報告するとともに、水防記録として保管する。

また水防団長は、「水防状況実施報告書」(様式 31 号)により水防管理者に報告する。

第14章 水防訓練

- (1) 市は、市の地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、毎年6月に水防訓練等を実施する。また、中部地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的な水防知識の習得に努める。
- (2) 市は、洪水時等に迅速かつ的確な水防活動を行えるよう、出水期前及び洪水経過後において、県及び水防団等と合同で河川の巡視を行うなどして、重要水防箇所の周知を行う。

第15章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

第1節 浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川等について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、市長に通知する。

洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域等の指定、公表状況等については、次のホームページで公表されている。

※岐阜県浸水想定区域図ポータル

<http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kasen/kasen/11652/shinsui-sotei.html>

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川、及び水位周知河川等について、浸水想定区域の指定があったときは、瑞穂市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア.洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ.避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ.災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ.浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域をいう。）内に次に掲げる施設がある場合においては、これらの施設の名称及び所在地

a.地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

b.要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

c.大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

オ.その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第3節 洪水ハザードマップ

市は、第2節ア～オに掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供する。

また、市は、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が提供を受けられるようにする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知する。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布や・インターネット上での公表等により行う。

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により瑞穂市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市の長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努める。

また、報告を受けた市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称、所在地及び洪水予報等の伝達手段（法第15条第1項4号ロ、第2項）については、「要配慮者利用施設一覧」（資料編第14）のとおりとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第6節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第16章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をする。

第2節 水防協力団体の業務

- ア.水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ.水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ.水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ.水防に関する調査研究
- オ.水防に関する知識の普及、啓発
- カ.前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、併せて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用に当たっては、業務が適正かつ確実に行われるように、活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。